

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	33 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年2月から40年3月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①について、私は、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、その後の保険料の納付は母が行っていた。私は父を早くに亡くし母と家族の生活費を担っており、私と母の国民年金保険料の負担は私が行い、納付は母に任せていた。

申立期間②は母と、昭和46年10月に結婚した妻と3人で生活をしてきた時期であり、保険料の納付は母が行っていた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和38年7月から40年3月までについて、申立人は、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付はその母親が行っていたとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和40年8月頃に払い出されたと推認され、このことからすると当該期間は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、A市B区役所保管の申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和41年8月26日に40年度の保険料を遡って納付しており、申立人に、上記国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される40年8月頃に当該期間の国民年金保険料を遡って納付した可能性は否定できず、21か月と比較的短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「母はきっちりしていた性格なので窓口で2年間分の保険料を納められることを聞いていたら絶対に納めたと思う。」としているところ、その母親の国民年金保険料に未納は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、その母親と昭和46年10月に結婚した妻と3人で生活をしていた時期であり、保険料の納付は母が行っていたとしている。このことについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和40年8月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間②は保険料を現年度納付できる期間である。

また、C市保管の申立人の国民年金被保険者名簿では、申立期間②の定額保険料については未納であるが、差額保険料は納付されたと記載されていることから、差額保険料のみ納付し、定額保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、オンライン記録では当該差額保険料は、平成23年6月6日に過誤納が発生したと記録されており、当該差額保険料が長期間管理されていなかったことがうかがえる上、申立人の申立期間②前後の納付記録が同年同月8日に職権訂正されるなど、行政側の記録管理に不備が見られる。

加えて、申立期間②前後の期間の保険料は納付済みとなっている上、納付したとするその母親の保険料は納付済みで、3か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

- 3 申立期間①のうち、昭和38年2月から同年6月までの期間について、申立人は、前記1と同様に国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり40年8月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は既に他界しており、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間のうち当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和38年7月から40年3月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から54年3月まで

私達夫婦は、昭和53年8月にA市からB郡C町（現在は、D市）に転居した際、年金手帳の住所変更のみを行い、しばらくは、国民年金保険料を納付していなかったが、53年12月又は54年1月頃に、C町で夫婦二人分（同額）の保険料を一括納付した記憶がある。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和53年12月又は54年1月頃に夫婦二人分（同額）の国民年金保険料を一括納付した記憶があるとしている。これについて、申立人が所持する昭和53年分及び54年分の確定申告書における「社会保険料控除欄」には夫婦二人分の国民年金保険料として、53年分は6万3,940円が、54年分は7万9,200円が記載されていることが確認でき、この金額は、当時の夫婦二人分の国民年金保険料（53年分は6万2,340円、54年分は7万5,780円）に類似していることから、この金額は、対象月を特定できないものの申立期間の一部又は全部を含んだ保険料額であると推認できる。

また、申立人は、昭和53年8月にA市からB郡C町に転居した際、年金手帳の住所変更のみを行い、しばらくは、国民年金保険料を納付していなかったが、53年12月又は54年1月頃にC町で夫婦二人分を一括納付した記憶があるとしているところ、申立人の所持する年金手帳には、53

年8月22日付けでC町への転入記録があることから、C町で納付したとする申立人の申述に不自然さは見られない上、申立人が一括納付したと主張する時点からすると、申立期間は保険料を納付できる期間である。

さらに、申立人の申立期間前後の期間の保険料は納付済みである上、21か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から54年3月まで

私達夫婦は、昭和53年8月にA市からB郡C町（現在は、D市）に転居した際、年金手帳の住所変更のみを行い、しばらくは、国民年金保険料を納付していなかったが、53年12月又は54年1月頃に、C町で夫婦二人分（同額）の保険料を一括納付した記憶がある。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの期間について、申立人は、53年12月又は54年1月頃に夫婦二人分（同額）の国民年金保険料を一括納付した記憶があるとしている。これについて、申立人の夫が所持する昭和53年分及び54年分の確定申告書における「社会保険料控除欄」には夫婦二人分の国民年金保険料として、53年分は6万3,940円が、54年分は7万9,200円が記載されていることが確認でき、この金額は、当時の夫婦二人分の国民年金保険料（53年分は6万2,340円、54年分は7万5,780円）に類似していることから、この金額は、対象月を特定できないものの申立期間の一部又は全部を含んだ保険料額であると推認できる。

また、申立人は、昭和53年8月にA市からB郡C町に転居した際、年金手帳の住所変更のみを行い、しばらくは、国民年金保険料を納付していなかったが、53年12月又は54年1月頃にC町で夫婦二人分を一括納付した記憶があるとしているところ、夫婦一緒に納付したとする申立人の夫

の所持する年金手帳には、53年8月22日付けでC町への転入記録があることから、C町で納付したとする申立人の申述に不自然さは見られない上、申立人が一括納付したと主張する時点からすると、当該期間は保険料を納付できる期間である。

- 2 申立期間のうち、昭和50年10月から52年6月までの期間については、前述の一括納付したと主張する時点（53年12月又は54年1月頃）からすると、当該期間のうち50年10月から51年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、夫婦同額を一括納付したと主張していることから、申立人は、その夫の申立期間と同期間（52年7月から54年3月まで）の保険料を納付したと考えるのが自然である。
また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

昭和 50 年頃に私の夫が A 市役所で私の国民年金の任意加入手続きをしてくれた。保険料は、私が昭和 61 年 4 月に 3 号被保険者になるまできちんと未納の無いように納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年頃その夫が A 市役所で国民年金の任意加入手続きをしてくれ、保険料はその夫がきちんと未納の無いように納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50 年 3 月頃に払い出されたものと推認され、そのことからすると申立期間は納付が可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以後国民年金保険料の未納は無く、国民年金に任意加入し、種別変更手続き及び住所変更手続きも適切に行っており、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が 15 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 48 年 2 月頃に A 市役所で国民年金に加入し、夫の分と一緒に保険料も納付したはずだ。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 2 月頃に A 市役所で国民年金に加入し、その夫の分と一緒に保険料も納付したと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48 年 4 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、申立期間以後国民年金保険料の未納は無く、60 歳以降も任意加入していることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が、15 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年3月
② 昭和56年7月から同年9月まで

申立期間①及び②とも、会社に勤めるためA市役所に出向き国民年金と厚生年金保険との切替手続きを行っている。その際には同市役所職員に間違いが無いか念を押して確認しており、申立期間①及び②の国民年金保険料の領収証書を所持している。年金事務所の説明では、国民年金資格喪失届出の際に還付しているのではないかと問われたが、自分で還付手続きをした覚えは無く、還付金をもらった記憶も無い。納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は会社に勤めるため、A市役所に出向き国民年金と厚生年金保険との切替手続きを行い、その際には同市役所職員に間違いが無いか念を押して確認したとしているところ、申立人は、申立期間①の保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、申立期間①の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は厚生年金保険に加入したため国民年金との切替手続きをA市役所で行い、昭和48年3月27日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、申立期間①は厚生年金保険との重複期間となるが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）を含め、行政の記録からは当該期間の保険料が還付された形跡はうかがえないことから、還付手続きは行われなかったと考えられる。

2 一方、申立期間②については、申立人は、申立期間②の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には、申立人が当時の住所地のA市において国民年金の資格喪失手続を行った記載がある上、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、還付対象期間、還付金額、還付決定日が明確に記載され、その内容は、納付した国民年金保険料と還付された金額が一致するものとなっており不合理な点は見当たらない。

また、オンライン記録では、申立期間②は厚生年金保険の加入期間であることから、申立期間②の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年10月から14年9月までを20万円、同年10月から15年3月までを26万円、同年4月から16年7月までを28万円、同年8月から17年7月までを26万円、同年8月から21年1月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち平成12年10月から21年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫及び⑬に係る標準賞与額の記録については、申立期間②は36万円、申立期間③は40万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は9万7,000円、申立期間⑥は19万5,000円、申立期間⑦は20万9,000円、申立期間⑩は22万円、申立期間⑪及び⑫は21万5,000円、申立期間⑬は19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年12月21日から21年2月28日まで
② 平成15年7月15日
③ 平成15年12月15日
④ 平成16年7月15日
⑤ 平成16年12月15日
⑥ 平成17年7月15日
⑦ 平成17年12月15日
⑧ 平成18年7月14日
⑨ 平成18年12月15日

- ⑩ 平成19年7月25日
- ⑪ 平成19年12月25日
- ⑫ 平成20年7月25日
- ⑬ 平成20年12月25日

平成22年11月にA地方第三者委員会から協力依頼の手紙が届いたが、その内容は、私と同じB株式会社に勤めていた事務の方が申立てをしたとのことであった。私も心配になり、C年金事務所へ相談に行き、その結果、給与から控除されている保険料の額が合わないこと及び賞与支給の記録が無いことが分かった。私は、B株式会社を21年2月に退職しているが、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額と賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成12年10月から21年1月までの期間について、申立人から提出されたB株式会社に係る10年5月分から21年3月分までの給与明細書及び10年分給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額19万円を超える給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成12年10月から21年1月までの期間については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から判断すると、12年10月から14年9月までの期間を20万円に、同年10月から15年3月までの期間を26万円に、同年4月から16年7月までの期間を28万円に、同年8月から17年7月までの期間を26万円に、同年8月から21年1月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額の届出を行っていないため保険者算定により標準報酬月額が決定されたことを認めている上、給与明細書において確認できる給与支給額や厚生年金保険料控除額

に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成9年12月21日から12年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書及び給与所得の源泉徴収票によると、申立人は、オンライン記録どおりの標準報酬月額19万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立人から提出されたB株式会社における平成15年7月分から20年12月分までの給与明細書によると、申立人は、18年7月分（申立期間⑧）及び同年12月分（申立期間⑨）の給与を除いた申立期間②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑫及び⑬の給与支給について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準給与額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から判断すると、申立期間②は36万円、申立期間③は40万円、申立期間④は27万円、申立期間⑤は9万7,000円、申立期間⑥は19万5,000円、申立期間⑦は20万9,000円、申立期間⑩は22万円、申立期間⑪及び⑫は21万5,000円、申立期間⑬は19万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該給与に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する当該給与支払届の提出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準給与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧及び⑨に係る標準給与額については、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によると、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立期間⑧及び⑨に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑧及び⑨について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月は30万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は22万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は36万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成18年4月から19年9月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年4月1日から19年11月1日まで
ねんきん定期便の厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況に関して、平成18年4月から19年10月までの株式会社Aに正社員として雇用されていた期間の標準報酬月額と納付額が、事実と全く異なるため申立てをしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成18年4月から19年9月までの期間の

標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、18年4月から同年6月までは20万円、同年7月は24万円、同年8月は20万円、同年9月は30万円、同年10月は19万円、同年11月及び同年12月は32万円、19年1月は22万円、同年2月は30万円、同年3月は32万円、同年4月及び同年5月は19万円、同年6月は36万円、同年7月は19万円、同年8月は30万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成19年10月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書によると、事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に相当する標準報酬月額及び総支給額による報酬月額に相当する標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額よりも低額となっていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間①に係る申立人の有限会社Aにおける資格喪失日は昭和39年5月20日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月5日から39年5月20日まで
② 昭和53年4月頃から56年12月頃まで

有限会社Aには、昭和38年2月1日から39年5月19日まで勤務していたが、同時に38年11月1日から41年1月29日まで株式会社B（現在は、株式会社C）にも勤務していた。

両方の会社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、給与から保険料を引かれていたが、有限会社Aでの被保険者資格喪失日が、当初、昭和38年12月5日となっていたため、申立期間①の標準報酬月額が合算されなかったため、同社での被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

また、厚生年金保険の記録では、昭和53年4月頃から56年12月頃まで、D区E地の有限会社F（商業登記簿では、G株式会社）に勤務していたときの被保険者期間の記録が無いので、調査して、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間当時の同僚証言及び申立人の具体的な申述内容等より、申立人は申立期間①において、有限会社Aに勤務していたと推認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、昭和38年12月5日と記録されているところ、同社の系列会社であるG株式会社が保存していた有限会社Aの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書か

ら、申立人の資格喪失日が39年5月20日と確認できる上、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の資格喪失日について、同日と確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和39年5月20日に有限会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったと確認でき、当該資格喪失日に係るオンライン記録の処理において誤りがあったと考えられることから、申立人の当該事業所に係る被保険者資格喪失日を同日に訂正する必要がある。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該申立期間における勤務について、「前に働いたことのある有限会社Aが、有限会社Fという名前に変わっていたが、この会社に再び勤務した。」と申述しており、申立人が記憶している「有限会社F」は登記がされた事実が無く、商業登記簿により、当該事業所はG株式会社と確認できる。

しかしながら、G株式会社では、前述した有限会社Aにおける被保険者資格の得喪に係る確認通知書以外の記録は見当たらないと回答した上で、「申立人について、当社における被保険者資格を取得した記録は見当たらない。また、人事記録や給与台帳にも申立人の名前は無い。」と回答しており、申立期間②に係る勤務実態を確認することができない。

また、申立人の有限会社A及びG株式会社に係る雇用保険の被保険者記録が見当たらない上、両事業所に、申立人の申立期間当時に勤務していた複数の同僚に照会した結果、申立人を記憶している者が無く、勤務実態を確認することができない。

さらに、H組合では、「有限会社Aは、昭和46年1月1日から平成12年1月1日まで当組合に加入し、G株式会社は、46年1月1日から現在まで加入しているが、申立人が当組合の被保険者になった記録は、いずれの会社にも見当たらない。」と回答しており、当該組合における申立人の被保険者期間を確認することができない。

加えて、申立人が、「給料は、『I』という者が給料袋をJ店の売り場まで届けてくれた。」と申述していることについて、G株式会社では、「有限会社Aも含めて、昭和53年当時に勤務していた『I』姓の従業者は一人だけである。」と回答している上、当該「I」姓の従業者は、「入社後の3年間は、K地にあった店の売り場で勤務していた。申立人については知らないし、J店に給料を届けた事実も無い。」と供述し、

複数の同僚も「申立人の申立期間当時の給与は、銀行振込みになっていて給料袋ではもらっていない。」と供述している。

また、有限会社A及びG株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、事業主による厚生年金保険料の控除について、申立人にも明確な記憶が無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち申立期間③については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、平成9年5月から同年9月までは19万円、同年10月から10年9月までは20万円、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月11日から同年9月1日まで
② 昭和62年10月1日から平成元年10月1日まで
③ 平成9年5月1日から10年11月11日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②で勤務した株式会社A（後に、株式会社B）の標準報酬月額が、実際の給与よりも低い額ではないかと思う。当時の給与支給明細書の一部が残っているので、記録を訂正してほしい。

また、申立期間③で勤務した有限会社Cの標準報酬月額については、給与明細書は無いが、被保険者資格を取得した時から実際の給与と大きく違っているので、正しい額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、オンライン記録によると、申立てに係る有限会社Cにおける厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、平成10年10月5日付けで申立人を含む5人の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（平成9年5月1日）に遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額も9年5月から同年9月までは19万円から11万8,000円に、同年10月から10年9月までは20万円から11万8,000円に、同年10月は24万円から11万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の滞納処分票により、当該事業所は平成9年5月から10年10月まで保険料の滞納があったことが確認できる上、複数の

同僚は、「社会保険事務については社長が直接行っていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成9年5月から同年9月までは19万円に、同年10月から10年9月までは20万円に、同年10月は24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立人は、標準報酬月額の相違についても申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①のうち、昭和59年4月、同年6月及び同年8月の期間については、申立人の給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づくあっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、昭和59年2月、同年3月、同年5月及び同年7月の期間については、申立人が給与支給明細書等を所持していない上、申立てに係る事業所は既に解散しており複数の元同僚も給与支給明細書等を保存していないことなどから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について、確認することができない。

- 3 申立期間②のうち、昭和62年10月の期間については、申立人の給与支給明細書により、事業主により源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額（20万円）を超えているものの、事業主から支給された申立人の報酬月額（20万450円）に見合う標準報酬月額は20万円と認められ、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づくあっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、昭和62年11月から平成元年9月までの期間については、申立人が給与支給明細書を所持していない上、元同僚の一人が62年1月から63年11月までの給与支給明細書を提出しており、当該

給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額と合致していることが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所は、前述のとおり既に解散しており、共同代表取締役の一人は亡くなっていることから、申立人が主張している報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が給与支給明細書を所持していない期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA株式会社（現在は、株式会社B）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和53年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年8月31日から同年9月1日まで
私は昭和50年4月から53年8月31日までA株式会社に勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年9月1日になるはずである。正しい資格喪失日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人は、申立期間においてA株式会社で継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿の「適用時等の調査記録の給与の形態及び諸手当ならびに支払日等」欄によると、「月給、昇給4月、毎月末締め、翌10日払い」の記載が確認できるところ、申立人から提出された預金通帳によると、昭和53年9月11日に振り込まれた金額とそれ以前の53年1月11日から同年8月11日まで各月に振り込まれた金額がほぼ一定額であることが確認できる上、申立人が、同年9月1日に資格を取得したA株式会社の関連事業所（C株式会社）での給与が、同年10月9日に振込元「D」の名称で振り込まれていることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る事業所別被保険者名簿における昭和52年8月の記録から、13万4,000円

とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A株式会社は、昭和53年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

しかしながら、A株式会社に係る商業登記簿謄本及び申立人を含む複数の同僚に係る雇用保険被保険者記録により、当該事業所は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年12月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から6年4月1日まで
平成元年4月1日から6年3月31日まで株式会社AにB担当として勤務したが、ねんきん特別便で届いた標準報酬月額の記録が、3年12月から6年3月までの実際の金額と大きな差がある。本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年12月から5年2月までは22万円と記録されていたところ、同年3月29日付けで、3年12月に遡って11万円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほかにも68人の従業員が同様に同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの元経理責任者は、当時保険料の滞納があったと供述し、元取締役は、「当時、会社は経営破綻に近い状況にあり、社会保険料の未払金があり、社会保険事務所担当者から、未払金の減額をしてもらえろという提案を受け、その指示の下、数名で全体総額になるように訂正案を作成した。」と供述している。

さらに、複数の元従業員が申立人は販売を担当していたと供述しており、株式会社Aの商業登記簿謄本に申立人の氏名は無いことから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた標準報酬月額の見直し訂正処理は事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務

所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年12月から5年9月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成5年10月1日から6年4月1日までの期間については、申立人は「当時受け取っていた給与の額と大幅に相違している。」と主張している。

しかし、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で11万円と記録されており、当該処理について、遡及して記録訂正がなされた形跡は無い上、上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料の控除について確認することができない上、別の元役員は、「倒産後、相当期間が経過しているため、当時の資料は保存されていないと思われる。」と供述していることから、申立人の当該期間に係る保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月31日から同年9月1日まで
国側（厚生労働省）の記録によると、B船「C」に乗船中の昭和57年8月31日にA株式会社の船員保険被保険者資格を喪失し、同年9月1日にD株式会社で取得となっており、船員保険被保険者期間が1か月欠落している。乗船中、給与は毎月支払われ、船員保険料も控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の船員手帳により、申立人はB船Cに昭和57年6月12日付けでE港において雇い入れされ、F職として乗船していることが確認でき、A株式会社の事業主は、申立期間においても同船に乗船していたと証言している。

また、A株式会社は「弊社はG船三艘^{そう}をH株式会社に定期貸船し、船員をその貨物輸送に従事させていたが、経営をしていた兄弟3人のうち、長男が死亡、二男がI職に名乗りを上げ、経営を継続することが困難になったため、昭和57年8月31日に船員全員を解雇し、船員保険の適用事業所でなくする手続を取った。船員全員解雇のため、全員をD株式会社に移籍させた。」と証言している。

さらに、A株式会社の当時の代表取締役の実弟及びD株式会社は、「給

与の締切日は毎月末日、支払日は当月25日、社会保険料は前月分を当月に控除していた。」と回答しているところ、A株式会社は、「D株式会社は弊社の廃業に伴い、船員を引き継ぐために設立されたH株式会社（現在は、J株式会社）の100%子会社であり、組合と協定した書類は見当たらないので詳細は判明しないが、引き継ぐ船員に対しては、昭和57年8月中は弊社が給与の支給、社会保険料を控除して、同年9月分からD株式会社が給与の支給及び社会保険料の控除をすることに決めたと思う。」と証言しているところ、D株式会社も同様の証言をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和57年7月の船員保険被保険者名簿の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録によれば、A株式会社は、申立期間において適用事業所としての記録が無いが、当該期間においても、申立人を含めた複数の同僚をCに乗船させており、同社が船舶所有者であったことが推認できることから、同社は船員保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと推認できる。

なお、申立人の申立期間における船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社が船員保険の適用事業所でありながら、昭和57年8月31日に全喪の届出を行っていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、150万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 10 日
② 平成 20 年 6 月 10 日

ねんきん定期便によると、A株式会社勤務した期間のうち、申立期間の賞与記録が空白となっている。申立期間の賞与支給記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賞与通知書により、申立人は、申立期間①及び②において賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①及び②の標準賞与額については、当該賞与通知書における賞与支給額及び保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①及び②の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていることを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年1月1日から8年1月28日まで
株式会社Aに勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に得ていた給与額に比べて低いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年1月28日）の後の同年2月21日付けで、7年1月1日に遡って標準報酬月額を20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成8年1月28日付けで株式会社Aに係る被保険者資格を喪失している13人の同僚についても、同年2月21日付けで、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人は申立期間当時、株式会社Aの取締役であったことが商業登記簿において確認できるが、複数の同僚が「会社の経理や社会保険事務は代表取締役及び監査役が担当していた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与する立場になかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及により記録を訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出た26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②における資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日、資格喪失日は 54 年 3 月 21 日であることが認められることから、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までは 22 万円、同年 10 月から 54 年 2 月までは 20 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 5 月から 53 年 4 月 1 日まで
② 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 3 月 21 日まで

A 株式会社に勤務していた間の厚生年金保険被保険者記録が無かったため、昨年年金事務所で調べてもらったところ、私と同姓同名の記録は存在するが、生年月日が相違するため、認められないと担当者から言われた。

当該記録は私の記録に間違いがないと思われるので、第三者委員会で調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言により、申立人が申立期間②において、A 株式会社に勤務していたと推認できる。

また、申立期間②については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和 53 年 4 月 1 日、資格喪失日は 54 年 3 月 21 日）が確認できる。

さらに、申立人が入社時の面接を担当したとする同僚（昭和 53 年 5 月 16 日資格取得、55 年 7 月 21 日資格喪失）に申立人の昭和 48 年頃の写真を添付した上で照会したところ、「同封の写真は私の面接に立ち合った人

に間違いはない。私の在籍中にBという姓は申立人一人しかいなかった。申立人は私が入社した時には既にA株式会社に在籍しており、私より早く同社を退職した。」旨の供述が得られているところ、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人と同姓の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和53年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、54年3月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間②のうち昭和53年4月1日から54年3月21日までの期間の標準報酬月額については、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和53年4月から同年9月までは22万円、同年10月から54年2月までは20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、オンライン記録により、事業主及び社会保険事務担当者は既に他界していることが確認できる上、同僚等からも勤務実態等について具体的な供述が得られないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の資格取得日は、昭和53年5月21日であることが確認できるほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和56年12月及び57年2月から同年9月までを28万円、59年2月を32万円、同年3月から同年9月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年10月1日まで
② 昭和59年1月1日から同年10月1日まで

昭和52年9月1日から平成8年9月30日までA株式会社に勤めていたが、一部の期間について、年金事務所の記録を上回る厚生年金保険料が給与から控除されていた。賃金支払明細票・諸控除明細票（以下「賃金支払明細票」という。）を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金支払明細票において確認できる給与支給額の合計及び保険料控除額から、申立期間①のうち、昭和56年12月及び57年2月から同年9月までは28万円、申立期間②の

うち、59年2月は32万円、59年3月から同年9月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管する申立人に係る昭和56年9月1日及び58年7月1日付けの厚生年金保険資格取得確認および標準報酬月額決定通知書によれば、標準報酬月額はオンライン記録どおりとなっていることから、事業主は、賃金支払明細票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和56年10月、同年11月、及び57年1月の期間並びに申立期間②のうち59年1月の期間については、賃金支払明細票で確認できる標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回らず、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を平成7年7月から同年12月までは28万円、8年1月から同年9月までは50万円、同年10月から9年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月24日から9年10月1日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成7年7月24日から9年10月1日までの標準報酬月額が、8年12月25日に遡って引き下げられている。これは事実と異なるので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間の標準報酬月額は平成8年12月25日付けで、7年7月から同年12月までは28万円から9万8,000円に、8年1月から同年9月までは50万円から9万8,000円に、同年10月から9年9月までは53万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるほか、二人の同僚についても同様の遡及訂正処理が確認できる。

また、事業主は、申立期間当時、株式会社Aは経営不振で社会保険料の滞納があり、資金繰りに苦勞していたと供述している。

なお、申立人は、申立期間の一部において当該事業所の取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は役員ではあったが、事務員であり権限は無く、総務、人事、社会保険関係業務には一切関与していなかった。」と供述し、「申立人の申立期間の標準報酬月額について、年金事務所の記録が9万8,000円となっている訂正処理については、申立人は当時知らなかったはずである。」とも供述しており、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人が保管していた平成8年度分給与所得の源泉徴収票の給与総額及び社会保険料の控除額の記載内容においても、申立期間の給与額に遡及訂正処理に該当するような変動があったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年7月から同年12月までは28万円、8年1月から同年9月までは50万円、同年10月から9年9月までは53万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月 21 日から 55 年 2 月 21 日まで
B市にあった株式会社Aに勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録を調べてみたところ資格喪失日として、昭和54年9月21日となっていた。

しかし、私が同社に勤務していたのは55年2月20日までであり、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年2月21日になるはずである。退職証明書を添付するので、被保険者資格の喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する退職証明書から判断すると、申立人が昭和55年2月20日まで株式会社Aに勤務していたことが確認できる。

また、申立期間において申立人及び同僚の供述から、申立人は、株式会社Aに入社して以降、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、55年2月20日まで勤務していたものと推認できる。

さらに、当時の株式会社Aの事務担当者は、「社会保険の喪失手続は退職に伴って行っていたはずである。」と供述し、オンラインの記録では、申立人と同一の業務を行っていた上記の同僚を含む7人については、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる上、

いずれの者も雇用保険の離職日の当日又は翌日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aに係る昭和 54 年 10 月の定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料については保存していないため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和48年3月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月28日から同年4月28日まで

昭和44年5月1日からA株式会社C工場に勤務し、48年3月28日の人事異動により同社B工場に転勤になったが、その際、同年3月28日から同年4月28日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が1か月間空白となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主提出の人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人はA株式会社に継続して勤務し（昭和48年3月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和48年4月の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って昭和48年4月28日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成6年4月1日であったと認められることから、同社における資格取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日まで
② 平成 6 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 平成 6 年 10 月 1 日から 12 年 7 月 31 日まで

申立期間①について、B株式会社の厚生年金保険に係る標準報酬月額に住宅手当、通勤費（定期代）、残業代、休日出勤代が含まれていないので、上記諸手当を含めた標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②は、国民年金保険料を納付しており、A株式会社に入社していなかったため、同社の厚生年金保険の資格取得日を、入社日である平成6年4月1日に訂正してほしい。

申立期間③について、A株式会社の厚生年金保険に係る標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によれば、申立人のA株式会社に係る厚生年金保険の資格取得日は平成6年1月1日と記載されているところ、同社の人事総務担当者は、「C基金が代行返上する際の資料（要確認加入員一覧）では、申立人の同基金に係る当初の資格取得日は同年4月1日と記載されているが、当時は厚生年金基金の記録を、厚生年金保険の記録に一致させる必要があり、申立人の資格取得日を同年4月1日から同年1月1日に訂正したものと推測される。」と回答している。

また、A株式会社提出の社員台帳及び雇用契約書には、申立人の入社年月日は平成6年4月1日と記載され、雇用の効力の発生日は同日とされている。

なお、D市の回答文書によれば、申立人は申立期間②を含む平成5年10月から6年3月まで国民健康保険に加入しており、オンライン記録によれば、申立人は、同年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付したものの、18年3月に同期間に係る当該保険料を還付されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成6年4月1日であったと認められる。

- 2 B株式会社では、申立期間①当時の申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料は無く、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除していたか不明としている上、同僚からも、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について、供述を得られない。

また、B株式会社が加入しているB組合提出の記録によれば、申立人の平成3年10月1日付けの標準報酬月額は28万円、4年10月1日付けの標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人提出のB株式会社に係る平成4年11月分の給与支給明細書に記載された支給額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 3 A株式会社提出の申立人に係る給与台帳を見ると、申立期間③の全期間において、給与から控除されている厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に見合うものであることが確認できる。

また、申立人提出のA株式会社に係る平成12年5月分の給与支給明細書に記載された支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年11月1日から10年3月21日までの期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年1月8日から平成2年8月1日まで
② 平成7年11月1日から10年3月21日まで
③ 平成13年1月1日から17年9月30日まで

株式会社Aに勤務した期間のうち申立期間①及び②について、給与は約100万円で、給与から標準報酬月額の上限額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、代表取締役としてB株式会社に勤務した期間のうち申立期間③について、給与は約47万円で、給与から標準報酬月額47万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、平成7年11月から9年10月までの期間は59万円とされていたところ、同年11月27日付けで、7年11月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、同社における同僚5名の申立期間②に係る標準報酬月額が9万2,000円、元代表取締役の同標準報酬月額が9万8,000円に、申立人と同様に遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、同社の元代表取締役は、「当時、社会保険料の滞納があり、

自分が社員の標準報酬月額を9万2,000円に引き下げる届出を行った。当該遡及訂正について、申立人には説明しなかった。」と供述している。

加えて、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、申立期間②当時、申立人は同社の監査役として登記されていたことが確認できるが、同社における複数の同僚及び元代表取締役は、「申立人はC支社長として勤務していたので、給与計算及び社会保険事務手続には関与していない。」旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、当該処理を遡及して行う合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年11月1日から10年3月21日までの期間は59万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間①について、株式会社Aの元代表取締役は、「当時の資料を保管していないため、申立人の給与から控除した保険料額は不明。」と供述している。

また、申立期間①当時に株式会社Aで厚生年金保険被保険者となっている17名に照会し、10名から回答を得たが、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた旨の回答を得ることができなかった。

さらに、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与明細書などの資料は見当たらない。

なお、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたが、申立期間①の標準報酬月額が変更された形跡は見られなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③のうち平成16年9月1日から17年9月30日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のB株式会社における標準報酬月額は16万円とされていたところ、18年2月15日に、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同社に係る閉鎖登記簿謄本の記載から、当該処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、「申立期間③の標準報酬月額を減額する処理を行えば、社会保険料の滞納額を減らすと社会保険事務所の職員に言われ、仕方なく応じた。事業

主印は自分が持っていた。」と供述しており、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額の減額に同意したものと考えられる。

また、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与明細書などの資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該標準報酬月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 4 申立期間③のうち平成13年1月1日から16年8月31日までの期間について、B株式会社の代表取締役であった申立人は、「当時の資料を保管していないため、給与から控除した保険料額は確認できない。」と供述している上、申立期間③当時に同社で厚生年金保険被保険者となっている6名に照会し、1名から回答を得たが、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた旨の回答は得られなかった。

また、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与明細書などの資料は見当たらない。

このほか、当該期間当時、申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、13万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 20 日
株式会社Aから申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されているが、当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の申立期間に係る冬期賞与明細書から、申立人は、当該支給された賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の冬期賞与明細書の賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る賞与支払届の提出を社会保険事務所（当時）に行ったと思うとしているが関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち昭和56年9月から57年2月までの期間を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月8日から57年3月21日まで
昭和55年9月8日から57年3月21日まで株式会社Aで正社員として勤務したが、「ねんきん定期便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」によると、申立期間の記録が、所持している給与明細書の給与額及び保険料控除額と合致していない。標準報酬月額を給与明細書のとおり訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち昭和56年9月は、申立人が提出した給与明細書（56年10月分）から、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9万8,000円）を超える報酬月額（13万6,689円）の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額（11万8,000円）に相当する厚生年金保険料控除額（5,251円）を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、昭和 56 年 10 月から 57 年 2 月までの期間については、上記の給与明細書（56 年 11 月分から 57 年 3 月分まで）から、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（10 万 4,000 円）を超える報酬月額（12 万円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（11 万 8,000 円）に相当する厚生年金保険料控除額（5,251 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額の記録については、上記の給与明細書より確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 56 年 9 月から 57 年 2 月までを 11 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は顧問社会保険労務士に委託していたから不明としているが、上記給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で記録されている標準報酬月額が、あつせんとした期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月から 56 年 8 月までの期間については、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①に係る標準報酬月額記録は、当該期間のうち、平成元年10月から2年3月までの期間は38万円、同年4月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aの資格取得日を平成4年4月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月1日から平成2年5月21日まで
② 平成4年4月23日から同年5月1日まで

申立期間①については、B株式会社に勤務した期間のうち、日本年金機構の記録では申立期間の保険料控除額が給料支払明細書における保険料控除額と異なっている。申立期間の標準報酬月額記録を実際の控除額に見合う額に訂正してほしい。

また、申立期間②については、株式会社Aに平成4年4月23日から同年9月17日まで勤務し、給料支払明細書では5か月分の厚生年金保険料が控除されているが、日本年金機構の記録では被保険者期間は4か月しかない。被保険者期間を5か月と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書における報酬月額及び厚生年金保険料控除額の記録から、平成元年 10 月から 2 年 3 月までは 38 万円、2 年 4 月は 36 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月までの期間については、上記給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る申立期間①のうち、平成元年 10 月から 2 年 4 月までの期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、株式会社 A の事業主の供述及び申立人提出の平成 4 年 4 月の給料支払明細書から、申立人は申立期間②において同社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の同社に係る資格取得日を 4 年 4 月 23 日に訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる報酬月額から 12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
日本年金機構の記録では、昭和61年10月から62年9月までの標準報酬月額が13万4,000円となっている。標準報酬月額が違っていると思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A基金加入員台帳により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は47万円（上限）であることが確認できる上、事業主提出の厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届においても、申立期間に係る標準報酬月額が47万円（上限）であることが確認できる。

また、B株式会社は、「申立期間当時の届出書は、6枚か7枚の複写式の用紙を使用しており、事業所から社会保険事務所、厚生年金基金、健康保険組合に正・副2枚の用紙を送り、受付印押印後、事業所に控えが戻る。」と供述している。

さらにB株式会社は、「申立期間の標準報酬月額13万4,000円は、事業所から届け出た算定基礎届の標準報酬月額と違っていると推測できるので、調査をして、訂正してほしい。」としている上、申立人の申立てどおりの標準報酬月額に係る厚生年金保険料を控除したとする証明書を提出している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金基金加入員台帳から、47万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月2日

平成17年12月2日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、年金額の計算の対象とならない記録とされているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成17年12月2日に株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 23 年 4 月 26 日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんにおける申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間①のうち、昭和 55 年 1 月を 11 万円、同年 9 月を 11 万円、60 年 9 月を 19 万円、申立期間②のうち、平成元年 12 月を 24 万円、2 年 12 月を 26 万円、4 年 8 月を 11 万 8,000 円、6 年 10 月を 28 万円、8 年 9 月を 32 万円、15 年 3 月を 38 万円、16 年 9 月を 34 万円、17 年 8 月を 34 万円、18 年 8 月を 34 万円、及び 19 年 6 月を 15 万円に訂正した記録については、当該あっせんによらず、申立期間①のうち、55 年 9 月を 12 万 6,000 円、及び 60 年 9 月を 22 万円、申立期間②のうち、平成元年 12 月を 28 万円、2 年 12 月を 28 万円、6 年 10 月を 32 万円、8 年 9 月を 34 万円、15 年 3 月を 36 万円、16 年 9 月を 36 万円、17 年 8 月を 36 万円、及び 18 年 8 月を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成 15 年 7 月 31 日、16 年 7 月 30 日、同年 12 月 28 日、及び 17 年 7 月 29 日に係る標準賞与額の記録について、15 年 7 月 31 日を 8,000 円、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 28 日を 6 万 3,000 円、及び 17 年 7 月 29 日を 5 万 6,000 円に訂正した記録については、当該あっせんによらず、当該期間に係る標準賞与額の記録については、15 年 7 月 31 日を 9,000 円、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 28 日を 6 万 2,000 円、及び 17 年 7 月 29 日を 5 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 1 日から 63 年 5 月 26 日まで
② 昭和 63 年 8 月 26 日から平成 20 年 9 月 1 日まで

申立期間において、給与明細の厚生年金保険料控除額とねんきん定期便に記載されている保険料納付額が一致しておらず、また、平成15年7月31日、15年12月26日、16年7月30日、16年12月28日及び17年7月29日に一時金（賞与）を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、ねんきん定期便には当該賞与に係る記録が無いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②における標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出された給与明細書（給与明細書が無いため確認できない月分については、当該月の前後の給与明細書から推認）から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は申立期間に係る保険料納付義務を履行していないとして、既に当委員会で決定したあっせん案の報告に基づき、総務大臣から平成23年4月26日付けの年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、特例法に基づく上述の認定方法を前提とした申立期間①及び②に係る標準報酬月額の検証が行われていなかったことが確認された。

このため、改めて特例法に基づく認定方法により当該事案を再審議した結果、申立人が所持する当該期間に係る全ての給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、上述認定方法に基づいて、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録については、申立期間①のうち、55年9月を12万6,000円、60年9月を22万円、平成元年12月を28万円、2年12月を28万円、6年10月を32万円、8年9月を34万円、15年3月を36万円、16年9月を36万円、17年8月を36万円、及び18年8月を36万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、厚生年金基金の記録における申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、厚生年金保険の記録における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主は、給与

明細書等において控除されていたと認められる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、申立期間②のうち平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、上述の給与明細書から上述のとおりあっせんが行われ、特例法第 1 条第 1 項の規定により申立期間①の標準報酬月額に係る記録のうち、昭和 55 年 1 月は 11 万円、申立期間②の標準報酬月額に係る記録のうち、平成 4 年 8 月は 11 万 8,000 円、及び 19 年 6 月は 15 万円と訂正されている。

しかしながら、申立期間①のうち昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間は早出残業手当等の減少により報酬額が減少し、当該報酬額に相当する標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と同額であったこと、申立期間②のうち平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については出勤日数の減少により報酬額が減少し、当該報酬額に相当する標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額を下回っていたことが確認された。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 23 年 4 月 26 日付けのあっせんは、事実関係を誤認したものであり、申立期間①の標準報酬月額に係る記録のうち、昭和 55 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、申立期間②の標準報酬月額に係る記録のうち、平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を行うことはできないものと認められる。

申立人の平成 15 年 7 月 31 日、16 年 7 月 30 日、同年 12 月 28 日、及び 17 年 7 月 29 日の標準賞与額に係る記録については、上述の給与明細書から上述のとおり苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、前回なされたあっせんについては、その審議において、上述の標準報酬月額と同様、特例法に基づく上述の認定方法を前提とした当該期間に係る標準賞与額の検証が行われていなかったことが確認されたため、改めて特例法に基づく認定方法により当該事案を再審議した結果、給与明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額から、上述の認定方法に基づいて、当該期間に係る標準賞与額の記録については、15 年 7 月 31 日を 9,000 円、16 年 7 月 30 日及び同年 12 月 28 日を 6 万 2,000 円、及び 17 年 7 月 29 日を 5 万 5,000 円に訂正することが妥当である。

なお、当該標準賞与額に係る保険料の事業主による納付義務の履行に

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から53年5月まで

私は、昭和49年3月に結婚と同時にAを退職しB区へ転居した。その後、生活環境が少し落ち着いた49年6月頃に、近所のC郵便局において、自分で国民年金の加入手続きを行い、毎月保険料を納付していた。それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に結婚と同時にAを退職しB区へ転居し、その後、生活環境が少し落ち着いた49年6月頃に、近所のC郵便局において、自分で国民年金の加入手続きを行い、毎月保険料を納付していたとしている。しかしながら、B区役所は、郵便局では国民年金の加入手続きは行っていないと回答しており、申立人の申述と符合しない上、納付したとする国民年金保険料額も記憶していないなど、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は任意加入被保険者であったところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金の初めて被保険者となった日欄には昭和53年6月14日と記載され、D市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても資格取得年月日は同年月日と記載されていることから、申立期間は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から53年1月まで

私は、日本年金機構から年金加入歴が届き、未加入期間があることを知った。私の妻が、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしているものの、その妻は、国民年金の加入時期及び保険料の納付場所や納付方法等について分からないとしており、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和53年2月頃に払い出されたと推認されるころ、申立人が現在所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」欄には「昭和53年2月15日」と記載され、オンライン記録の資格取得日も同日とされていることから、その時点では、申立期間のうち40年3月から50年12月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、また、51年1月から53年1月までについても任意未加入期間であり、制度上保険料を遡って納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から調査の協力が得られないことから、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4457 (事案 3555 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から50年3月までの期間及び59年10月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から50年3月まで
② 昭和59年10月から62年9月まで

申立期間①については、父が私の国民年金の加入手続きを行い、加入後の国民年金保険料については、父が家族の国民年金保険料をまとめ、最初は隣組の人の集金、途中から市役所の人の集金で納付した。

申立期間②については、当時A職員であった同級生が集金に来て、妻が夫婦二人分の国民年金保険料の納付書とお金を渡し間違いなく納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその父も昔のことなので明確な記憶が無いとしており、国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明であり、また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年9月頃の時点では、申立期間の一部分は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②については、B市の国民年金被保険者名簿の記載内容から、申立人が保険料を納付した形跡がうかがえない上、申立期間②の国民

年金保険料を渡したとする当時A社員であったその同級生からは明確な供述は得られず、C地のAにも申立人の保険料納付に係る資料は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月1日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 3 今回申立人は、申立期間①について、新たな事情は無いとしており、今回新たに当委員会において、申立人が当該期間に住民票があった住所地を管轄するD年金事務所（当時は、E社会保険事務所）及びF年金事務所（当時は、G社会保険事務所）が保管する国民年金手帳記号番号払出簿（紙台帳）をそれぞれ閲覧し、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

また、申立期間②について、今回申立人は、新たな証言者として前回とは別のA職員を指名したが、そのA職員は申立期間②の約5年後の平成4年にAへ入社した職員で、当該期間の国民年金保険料の納付状況に関する具体的な証言を得ることはできないことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、本再申立事案の口頭意見陳述において、申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年8月まで

私は、申立期間の時点では国民年金に加入しておらず、平成3年9月にA株式会社に就職した際、そのことについて上司から指摘があり、同社は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付してくれた。私は、その保険料を毎月の給料から差し引かれて、1年又は2年くらいかけて同社に返済した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年9月にA株式会社に就職した際、同社が、申立期間に係る申立人の国民年金加入手続を行い、同期間の国民年金保険料を遡って一括納付し、申立人は、その保険料を1年又は2年くらいかけて同社に返済したとしている。しかしながら、同社は、申立人の国民年金加入及び保険料納付については、当時の給与明細等の資料が無く、当時の担当者は既に退職していることから、これらについて確認不能であり、また、申立期間当時の同社における国民年金の取扱いについては、その当時の総務関係者は全員退職していることから、確認できないとしている上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、月々の返済額については記憶が明確でないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する年金手帳には国民年金に加入した旨の記載が無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険手帳記号番号が付番されていることから、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入される以前は未加入期間であったと推認され、制度上当該期間は保険料を納付する

ことができない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月から54年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から54年7月まで

私は、昭和53年8月末をもってA株式会社B工場を退職した。その際、会社から「国民年金の免除申請はこちらが手続をしておく。」と言われたので免除になっていると思っていたのに、申立期間が免除になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に会社を退職し、その際、会社から「国民年金の免除申請はこちらが手続をしておく。」と言われたとしているが、申立人は免除申請手続に関与しておらず、また、申立人が退職した会社では、当時の担当者は既に退職しており、会社が免除申請を行ったか否かについては不明であるとしていることから、免除申請を行ったとする状況が不明である。

また、申立期間について、その夫は厚生年金保険に加入していることがオンライン記録から確認できることから、申立人は被扶養配偶者であり、国民年金は任意加入被保険者であったと推認され、制度上、申請免除の対象者でなかったと考えられる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月14日に任意加入被保険者の資格を取得した際に払い出されたと確認でき、その時点では、制度上、遡って免除申請を行うことはできなかつた上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提

出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から14年6月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から14年6月まで

申立期間について、私は、平成10年7月に結婚して住所をA区に移してA区役所及び局名は覚えていないが近くの郵便局で保険料を毎月納付していた。13年8月に夫婦でB区の私の実家に転居した後は、B区役所、C所及びD郵便局等で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、平成10年7月に結婚してA区及びB区に居住したとしている。しかしながら申立人の申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付方法等に関する記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明である。

また、当時同居していた申立人の元夫の申立期間の国民年金保険料は未納となっている上、申立期間はA区とB区の2つの行政機関にまたがっており、これら2つの行政機関において国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 6 月

私は病気で会社を退職した平成 20 年 6 月頃、厚生年金保険から国民年金への切替手続きをし、国民年金保険料の免除申請を行った。私は、その後届いた納付書を用いて、20 年 6 月分から同年 12 月分の保険料を同年 12 月から毎月 1 か月分ずつコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において納付した。同年 6 月分は同年 12 月に納付した。保険料額は 4 分の 1 免除の 1 万 810 円であり、保険料の納付を行ったコンビニは、A の B 店、C の D 店又は同 E 店であった。同年 7 月分から同年 12 月分までの保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年 6 月頃、国民年金保険料の免除申請を行い、その後送付されてきた納付書を用いて、20 年 6 月分の 4 分の 1 免除の保険料 1 万 810 円を同年 12 月末頃に、A の B 店、C の D 店又は E 店において納付したとしている。

しかしながら、申立人は、口頭意見陳述において、平成 20 年 6 月分の国民年金保険料を納付したコンビニは、当初に申し立てた 2 社のコンビニではなく、F のコンビニであったかもしれないとし、納付時期は平成 20 年 12 月頃だったかもしれないとしており、申立人の保険料の納付場所及び納付時期に関する記憶は明確ではない。

また、A、C 及び F の本部 3 社のいずれもが申立てに係る保険料を取り扱った記録は無いとしている上、日本年金機構も、これら 3 社のコンビニから申立てに係る保険料の納付データを受信した記録は見当たらないとし

ている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
私は、平成 2 年の結婚を契機に国民年金に加入して、2 年間遡って納付し、その後も保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年の結婚を契機に国民年金に加入して、2 年間遡って保険料を納付し、その後も保険料を納付していたとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 6 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月から 53 年 3 月まで
昭和 52 年 11 月 30 日で国民年金の被保険者の資格を喪失しているとのことだが、私は国民年金をやめた記憶は無い。また、保険料は還付されているとのことだが、私は還付金をもらった記憶も無い。申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていないと主張しているが、申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）には、還付対象期間、還付金額が明確に記載され、その内容は申立人が前納した保険料と還付された保険料が当時の取扱いと符合することから、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）では、申立人は昭和 52 年 11 月 30 日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失しており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

さらに、申立人から国民年金任意加入被保険者の資格喪失届出時期及び当該手続についての具体的な状況を聴取できないため、これらの状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年1月まで

昭和42年2月頃に、父が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い保険料を納付してくれた。43年12月に結婚後、B市役所（現在は、C市A区役所）から、未納期間の保険料を納付するように連絡があり、未納となっている期間の保険料を夫婦一緒に一括で納付したと記憶しており、夫の保険料は全て納付済みとなっている。私は20歳から国民年金に加入していたと記憶しているので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月頃に、その父が、申立人が20歳から国民年金に加入する手続をA市役所で行い、保険料を納付してくれていたとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人は、昭和43年12月に結婚した後に、B市役所から未納期間の保険料を納付するように連絡があったので、未納となっている期間の国民年金保険料を夫婦一緒に一括で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、42年4月頃に払い出されたと推認され、オンライン記録によると、申立人は同年2月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上遡って保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 28 日から 37 年 10 月 25 日まで
② 昭和 37 年 10 月 25 日から 38 年 12 月 1 日まで

A株式会社の社長が父の友人だった関係で、同社に昭和 36 年 5 月に入社した。日本年金機構の記録では、36 年 11 月 28 日が資格喪失日となっているが、同社に在籍している間にお正月を 2 回迎えており、間違いなく 38 年 12 月 1 日が資格喪失日なので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A株式会社の当時の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同事業所は、昭和 37 年 10 月 25 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、社会保険の届出、納付及び適用状況等について確認することができない。

また、申立人は、事業所の名称及び所在地を除く事業所の詳細について記憶が無いとともに、事業主及び上司並びに同僚の氏名を覚えておらず、当時の社会保険の適用等について、照会することができない。

さらに、A株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、同事業所が、適用事業所ではなくなった昭和 37 年 10 月 25 日に資格を喪失した同僚は 6 人確認できるところ、このうち連絡先が判明した同僚の 1 人は、「当時の社会保険の適用等については不明。」と供述しており、申立人の申立期間①における当時の社会保険の適用状況について、確認することができない。

2 申立期間②について、申立人はA株式会社に勤務していたと申し立てているが、同事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び適用事業所名簿により、同事業所は、昭和37年10月25日に適用事業所ではなくなっており、申立期間②は適用事業所ではなかった期間であることが確認できる。

また、A株式会社が適用事業所ではなくなった昭和37年10月25日に資格を喪失した同僚6人のうち5人は、約3か月後の38年2月1日に同事業所と同じ所在地において、新規に適用事業所となったB株式会社の被保険者資格を同日付けで取得していることから、同社において被保険者資格を取得した20人全員（前記5人を含む。）のうち連絡可能な4人に照会したところ、回答があった3人は、「申立人を知っている。同じ職場の同僚だった。」と供述しており、期間は特定できないものの、申立人は申立期間②について、B株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社の事業主とは連絡が取れず、同社は、昭和40年3月19日に適用事業所ではなくなっている上、所在地を管轄する法務局において商業登記が見当たらず、申立期間②当時の同事業所の社会保険の適用等について確認することができない。

さらに、回答があった3人の同僚は「当時の事業所における社会保険の適用については不明。」と供述している上、3人のうちの1人で、A株式会社及びB株式会社の両事業所で被保険者記録が確認できる唯一の同僚は、「A株式会社には昭和37年10月25日まで勤務し、38年2月1日からはB株式会社に勤めたが、A株式会社を退社し、B株式会社に入社する前の期間については、勤務していないし、保険料を控除されていなかった。」と供述している。

加えて、B株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

3 また、申立人の両申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで
日本年金機構の記録によると、平成 9 年 6 月の訂正処理で、7 年 6 月 1 日まで遡って標準報酬月額が、50 万円から 22 万円に引き下げられている。おかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の有限会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成 9 年 5 月 31 日の後の同年 6 月 6 日付けで、7 年 6 月 1 日に遡って 22 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、閉鎖登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、経営の悪化により、約 150 から 200 万円の社会保険料を滞納してしまった。平成 7 年の春頃からたびたび滞納の件で社会保険事務所（当時）に呼び出され、詳しい説明は受けなかったものの、当該訂正処理の手続は、事業主である自分が行った。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理時に代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理の事務手続に関与しておきながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月 21 日から同年 4 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の被保険者記録となっていない。株式会社Aには、昭和 62 年 10 月から勤務したが、会社の都合で 63 年 8 月に退社した。その後、株式会社Bに勤務していたが、平成元年 1 月中旬ころ株式会社Aから要請があり再入社した。株式会社Bは同年 2 月 21 日に正式退社したが、株式会社Aには同年 1 月 18 日から勤務していたので厚生年金保険料は株式会社Aから納めていたと思う。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の手帳の記載内容により、株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料が保管されていないため申立人の勤務実態や厚生年金保険の届出状況等は不明である。」と回答している。

また、当時の事業主は、「申立人に記憶はあるが、当時の資料が無いので勤務した期間等についてはっきりとは分からない。当時の事務担当者なら何か記憶しているかもしれない。」と回答しているところ、当時の事務担当者は「当時、社員の出入りが激しかったため、入社してから3か月くらいは社会保険に加入させていなかった。申立人が一度退社して再入社した経緯については覚えていないが、再入社の際の資格取得日が相違しているとしたら申立人についても同じ取扱いをしたのかもしれない。社会保険に加入させるかどうかは、社長の指示で行っていた。社会保険に加入させていない期間については厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

さらに、オンライン記録によれば、申立人が記憶している同僚一人には株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、申立人から提出のあった手帳に平成元年1月19日に一緒に業務に当たったと記載されている同僚の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同日の同年4月1日であることが確認できることから、同事業所においては、申立期間当時、社員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録の資格取得日は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 7 月 1 日から 7 年 1 月 1 日まで
A 株式会社 B 工場（現在は、C 株式会社）に勤務した期間のうち、平成 5 年 7 月から 6 年 12 月までの標準報酬月額が、50 万円から 36 万円に減額されている。調査の上、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 29 年 4 月 1 日から平成 10 年 7 月 1 日まで A 株式会社 B 工場に勤務したが、5 年 7 月から 6 年 12 月までの標準報酬月額が 50 万円から 36 万円に減額されていることについて、永年の勤続により急激に変動することは無いと主張している。

しかしながら、A 株式会社が加入している D 組合及び E 基金の申立人の適用台帳の記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 5 年 7 月の随時改定は 36 万円、同年 10 月の定時決定は 36 万円、6 年 10 月の定時決定は 36 万円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、当該事業所の厚生年金保険事務担当者は、「当時は、月額変更届及び算定基礎届は、内部の専門部署によって印字出力したものが用いられ、社会保険事務所（当時）、D 組合及び E 基金に提出されたと思う。」と供述していることから、事業主はオンライン記録のとおり届出を行ったものと推認される。

さらに、申立人と同時期に入社し、申立期間に在籍していた 15 人のうち、平成 5 年 10 月の定時決定において、申立人を含む 11 人が以前より低い標準報酬月額に改定されているとともに、オンライン記録によれば、標

準報酬月額が遡って訂正された形跡も認められない。

加えて、事業主は、当時の賃金台帳や算定基礎資料等は、既に破棄されており保存していないと回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 8 日から 44 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 43 年 10 月 8 日から 44 年 5 月 31 日まで A 株式会社に勤務していたが、入社時の 43 年 10 月 8 日から 44 年 3 月 15 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

厚生年金保険料を控除されていた資料等はないが、B 地の C 学校を 43 年 9 月に卒業して翌月の 10 月には A 株式会社に入社した。当時の写真を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が写っている昭和 44 年 1 月 22 日の記載がある A 株式会社の慰安旅行の写真を所持していることから、同日以前に同社に就業していたこととうかがえる。

しかしながら、申立人が主張する B 地の C 学校の卒業時期及び A 株式会社への入社時期について、申立人から提出された写真では特定することはできないとともに、申立人の勤務状況等について、申立人が記憶している当時の上司を含む同僚 20 人に照会したところ、申立期間に勤務していたことが確認できる 5 人の同僚（前記上司を含む。）のいずれもが、申立人に覚えが無いと述べている上、雇用保険の加入記録が無いため申立人の申立期間における勤務の実態は確認できない。

また、前記の上司及び複数の同僚が、従業員が入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、「厚生年金保険に入るのは正社員になってからで、それまで 3 か月ほどの見習期間があった。」と述べているところ、当該複数の同僚の入社時期から厚生年金保険の被保険者資格を取得

するまでの期間が2か月から3か月を要していることが確認でき、申立期間当時、A株式会社では、従業員が入社して直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間以前1年間に厚生年金保険被保険者資格を新たに取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
年金事務所の記録では、A株式会社からB株式会社（現在は、C株式会社）に出向していた申立期間の標準報酬月額の記録は 44 万円となっている。しかし、申立期間頃、給料が下がったことは無かったので、前後の期間の記録と同じ 47 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、B株式会社に勤務していたと申し立てており、申立人が所持する辞令及びA株式会社から提出された在籍証明書から、申立人は昭和 63 年 4 月から平成 5 年 3 月までB株式会社に出向していたことが確認できる。

しかしながら、事業所から提出された申立人に係る「厚生年金算定記録」に、昭和 63 年 10 月 1 日定時決定の標準報酬月額が 44 万円と記載されていることが確認できるとともに、事業所は、「申立人に係る厚生年金保険料の控除等については、当時の賃金台帳等の資料が保管されていないため不明であるが、貴委員会に提出した資料によれば、国側の記録どおりの届出を行っていたと思われる。」と回答している。

また、事業所から提出された「出向者職位別人員表」により、申立人の昭和 63 年 10 月 1 日の固定的賃金は 43 万 2,230 円であることが確認でき、時間外手当は支給されない条件であったことも確認できる。

さらに、申立人が、申立期間頃、申立人と同様にB株式会社に出向したと供述している4人の同僚に、自身の標準報酬月額の記録について照会したところ、回答のあった4人のうち3人は、「当時の給料額と国側の記録

に差は無かったと思う。」と回答している。

加えて、事業所が加入するC組合は、「申立人の申立期間の健保等級は44万円であった。」と回答しており、オンライン記録の標準報酬月額と合致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

Aに勤務していた期間のうち、平成 6 年 10 月から 10 年 9 月までの標準報酬月額が下がっているが、下がるはずがない。申立期間の標準報酬月額を本来の金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、AにおいてB開催期間中とその前日に勤務するC員であったとし、同会に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 4 年 7 月の資格取得時は 14 万 2,000 円、5 年 10 月の定時決定では 20 万円であるにもかかわらず、6 年 10 月以降の定時決定では 17 万円に減額されており、給与明細書等は無いものの、給与は毎年昇給していたので下がるはずがないとして申し立てている。

しかしながら、当該事業所は、申立人を日給制の短時間労働者であったとしており、事業所から提出された平成 9 年度の算定基礎届によると、申立人の 5 月、6 月、7 月の報酬支払基礎日数はそれぞれ 15 日、14 日、15 日であり、当該事業所においては、報酬支払基礎日数 15 日以上の月を算定対象月と回答していることから、平均の報酬月額は 17 万 4,819 円となり、17 万円の標準報酬月額は妥当な金額であることが確認できる。

また、当該事業所から提出された平成 5 年から 10 年までの期間に係る開催日取り表及び申立人のD開催日は勤務しなかったとの供述から、5 年に比べ 6 年以降の算定対象月である 5 月、6 月、7 月の勤務可能日数が少なくなり、6 年 10 月からの標準報酬月額が少なかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所が所属しているE組合は、申立人の個人整理簿の写しから、申立人の平成6年10月から10年9月までの期間の標準報酬月額が17万円と回答している。

加えて、申立期間当時の同僚は、「自身の標準報酬月額も下がったことがある。」と回答し、「日給制という形なので、開催数が減少すれば当然下がる。」とも回答しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なる事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 12 月 5 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで

昭和 62 年頃、年金見込額を調べに行った際に、A株式会社B工場及びC株式会社D局に勤務していた期間が脱退手当金受給済みとなっていることを知った。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和42年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月1日から47年10月1日まで
平成22年9月にA年金事務所において、B株式会社に勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっていたと分かったが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和47年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間前の株式会社CのD支店に係る厚生年金被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 11 月 28 日
② 平成 15 年 12 月 24 日
③ 平成 16 年 4 月 28 日
④ 平成 16 年 6 月 8 日
⑤ 平成 16 年 7 月 26 日
⑥ 平成 16 年 11 月 29 日
⑦ 平成 16 年 12 月 22 日
⑧ 平成 17 年 4 月 28 日
⑨ 平成 17 年 6 月 10 日
⑩ 平成 17 年 7 月 27 日
⑪ 平成 17 年 8 月 25 日

日本年金機構の記録では、私がA株式会社に勤務していた間の平成15年11月から17年8月までの賞与の記録が無いが、毎回200万円近い賞与はもらっていたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の、申立期間の給与、賞与の振込金額が記された預金通帳の写し及びB株式会社（旧A株式会社）提出の平成15年から17年までの所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社は「平成15年7月以降、会社の賞与支払回数が年4回以上に変更になったため、以降の賞与からの保険料徴収を行わず、その分は毎月の給与から徴収している。」と供述している上、上記所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、平成15年11月28日以降に支給さ

れた賞与からは、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C組合は、「賞与が年4回支給されることになり、当該賞与分が標準報酬月額に組み込まれることになった結果、平成15年9月以降の標準報酬月額は増額になった。」と供述している上、同組合から提出された申立人の標準報酬月額が記載された資料により、申立人の同年同月以降の標準報酬月額が増額していることが認められる。

さらに、申立人の平成15年1月から17年8月までに届け出られた標準報酬月額及び標準賞与額から算出される社会保険料と、15年から17年までの給与支払報告書の社会保険料控除額は各年ともほぼ一致する。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 21 日から 49 年 5 月 1 日まで

日本年金機構の記録では、株式会社Aの厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 46 年 3 月 27 日から 48 年 2 月 21 日までとなっている。法務省の日本人出帰国記録、査証からも分かるように、申立期間は、B、Cへ同社の正社員として添乗業務で勤務していた。Bでは、手術も受けており、査証の滞在日数も延長されたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたと申し立てしているところ、文書回答のあった5人のうち3人の同僚は、「申立人をよく覚えており、申立期間に当該事業所に勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 49 年 10 月 11 日に社会保険事務所（当時）の社会保険調査官による総合調査が行われ、社員の記録のうち、資格取得年月日訂正届（同僚3人）、資格喪失届（申立人を含む未提出者7人）の書類を同日に受付した処理経過が認められ、申立人の喪失年月日については、48年2月21日付けと確認できる。

また、事業主は文書回答で、「申立期間当時の書類は保管されておらず、申立てどおりの届出、保険料納付をしたかは不明。」としている上、Bでの入院、手術の件についても、「申立人が病気で入院したことも定かでなく、Bでの治療費は支払った記録と記憶も無い。」としている。

さらに、申立期間に雇用保険の加入記録は無く、資格喪失届（昭和 48

年2月21日付け)提出当時の株式会社Aに係る申立人の勤務実態については、同社において資料を保存していないことから確認することができない。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 25 日から 35 年 7 月 20 日まで
申立期間の厚生年金記録が無いが、その期間、A株式会社、又は有限会社Bのどちらかで勤務していたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社の退職日及び有限会社Bの入社日を明確に記憶していないが、申立期間はいずれかの事業所で勤務していた。」としている。

この点について、A株式会社の複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、期間については覚えていない。」と供述している一方、有限会社Bに勤務していた同僚3人は、「申立人は昭和 34 年頃から勤務していたと思う。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立期間頃において、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A株式会社は商業登記簿によれば株式会社Cとして現存しているものの、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、現在の事業主（当時の事業主の孫）は、「繊維事業は昭和 52 年に廃業しており、資料も無く、申立人の勤務状況、保険料の控除及び納付の状況については不明である。」と供述している上、有限会社Bは、商業登記簿によれば、昭和 41 年 8 月に解散し、事業主も他界していることから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除及び納付の状況について確認することができない。

また、両社が加入していたD組合（平成 21 年に解散）の健康保険被保険者名簿によれば、申立人はA株式会社に係る被保険者資格を昭和 33 年 4 月 1 日に取得し、34 年 6 月 25 日に喪失後、E（後の有限会社B）に係る被保険者資格を 35 年 7 月 20 日に取得し、38 年 2 月 5 日に喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで
② 昭和 31 年 5 月 21 日から 35 年 3 月 2 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 6 日から 36 年 12 月 29 日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社B部に係る資格喪失日（昭和 36 年 12 月 29 日）から約 4 か月半後の昭和 37 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年7月1日まで

国（厚生労働省）の記録によれば、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格取得日が、昭和36年7月1日となっているが、実際は同社に36年4月に入社したので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間が欠落していると思われる。

第三者委員会で調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたと申し立てているが、申立期間に厚生年金保険被保険者記録を有する同僚9人に照会したところ、そのうちの5人から回答があったものの、申立人の申立期間における勤務実態について具体的に記憶している同僚はいなかった。

また、A株式会社C部及びD組合は、管理期間経過につき資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る人事記録及び加入記録等については不明であると回答している。

さらに、厚生年金保険手帳記号番号払出簿により、A株式会社に係る申立人及び同僚一人の当該記号番号は、昭和36年7月15日に連続した番号で払い出されていることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同じ36年7月1日であることが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号が欠落した形跡も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年12月12日から20年9月7日まで
② 昭和22年2月28日から23年9月1日まで

申立期間について、A株式会社所有のBに乗船勤務していた期間が欠落していると思われるので、第三者委員会で調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿により、申立人のA株式会社における資格取得日は昭和20年9月7日、同喪失日は22年2月28日であることが確認できる上、両申立期間に船員保険の資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない。

また、申立人はA株式会社所有のBに昭和19年12月から乗船勤務していたと主張しているが、申立人はともに乗船していたとする船長（明治37年生）の名字を記憶しているところ、当該船長に係る船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿により、同人の資格取得日は、申立人と同じ20年9月7日であることが確認できる。

さらに、上述の船長は、基礎年金番号が付番されていないため住所が判明しない上、申立人の資格取得日の記載のある船員保険被保険者名簿により住所の判明した同僚一人に照会したが、申立人について具体的に記憶しておらず、申立人の当時の勤務実態等について供述を得ることができなかった。

なお、適用事業所名簿によりA株式会社はB株式会社に商号変更されていることが確認できるところ、同社の担当者は、「当社は合併を繰り返しており、申立期間当時の関連資料は無く、申立人の在籍等について不明で

ある。」と回答している。

このほか、申立人は船員手帳を所持しておらず、両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 21 日から 36 年 1 月 6 日まで
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金を受給した記録になっているが、私は、脱退手当金の制度があること自体も知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受領した記憶も無い。申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済 38.2.14」との回答印が押され、申立人の脱退手当金支給決定手続に至る一連の事務処理が行われたことが推認される。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月1日から20年8月30日まで
年金事務所の記録では、国の機関であるAに勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時のAの業務内容等についての詳細を記憶しており、その供述は同僚の供述とも一致していることから、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人が同期入社として名前を挙げた同僚二人についても、申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所に係る健康保険労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）被保険者名簿によれば、申立期間に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、上記被保険者名簿に氏名のある同僚の多くは、B社会保険事務所（当時）で新規に払い出された番号で管理されていることから、申立人が申立事業所に入社した可能性の高い昭和17年4月頃から18年11月頃までの払出簿を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立事業所は、昭和20年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関係者から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 28 日から 36 年 12 月 26 日まで
私は、学校を卒業して、株式会社Aに就職することになった。昭和 35 年 3 月 28 日に両親に連れられて会社の寮に入り、その日から見習として働いたことを覚えている。勤続5年のお祝い金をいただいたことも記憶している。しかし、厚生年金保険の記録は、36 年 12 月 26 日が資格取得日となっており、その前の期間が無い。たとえ見習であっても加入させる義務が会社にはあるはずだ。1年半も見習というのもおかしいと思う。調査をして、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、元同僚及び株式会社Aの現在の取締役の供述により、申立期間、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことがうかがえるものの、雇用保険被保険者記録の資格取得日は厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

また、申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿に記録されている資格取得年月日は、オンライン記録と合致し、同日に払い出された同僚7人のオンライン記録も同様であったことが確認できる上、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当該同僚7人が申立人とともに連番で記録され、資格取得日も上記記録日と同日であることが確認でき、申立人が先に当該事業所に入社している先輩と主張する同僚も、申立人と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、同僚の一人は、「会社は、1年間くらいは見習期間として、厚生年金保険に加入させなかった。自分も厚生年金保険の加入は、入社1年後と記録されている。」と供述している上、株式会社Aは、「問い合わせの件については、資料が保存されていないため、答えることができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 15 日から 35 年 4 月 1 日まで
平成 12 年頃に年金の請求をするために社会保険事務所（当時）に行ったところ、申立期間の会社では脱退手当金が支給されていると言われた。そのようなものを受け取った記憶は無かったが、当時は仕方がないのかと思いそのままにしておいた。今回日本年金機構よりはがきを送られてきたが、やはりあの記録はおかしいのではないかと思い、今回申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱 37.435」の記載がされているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月頃から 36 年 4 月頃まで

昭和 33 年 4 月頃に A 区 B 町にあった株式会社 C に入社し、36 年 4 月頃まで勤務していた。34 年 4 月からは、勤務時間を 1 時間短縮してもらい、D 校の定時制に通いながら勤めていた。日本年金機構からは、当該事業所での厚生年金保険の被保険者としての記録が無いとの回答を受けたが、間違いなく勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が株式会社 C に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 53 年 6 月 30 日に適用事業所ではなくなっている上、事業主とは連絡が取れず、社会保険の届出、納付及び適用状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚 5 人を含む当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間内に被保険者記録が確認でき、かつ、連絡可能な 22 人に照会し、18 人から回答があったが、そのうちの 7 人は、「試用期間があり、社会保険の加入は正社員になってからだった。」と供述しているところ、自らの入社日を記憶している同僚 14 人のうち 9 人は、当該被保険者名簿における資格取得日が、入社日よりも 3 か月から数年経過後であることが確認できることから、同事業所においては、申立期間当時、社員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、別の複数の同僚は、「学生等は加入できなかった。」、「社会

保険に加入できるかは社長が決めていた。」と供述しているところ、事業主の親戚で当該事業所の新規適用前から勤務する同僚の一人は「地味な仕事で長続きしない社員が多かった。社会保険の加入について、社長は入社当初から加入させず、一定期間様子を見ていたと思う。どのくらいの期間かははっきり覚えていないが、社長が加入させる時期を判断していた。」と供述していることから、同事業所においては、申立期間当時、厚生年金保険に加入させる時期については事業主が判断していたと考えられる。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月頃から 43 年 10 月頃まで
② 昭和 43 年 11 月頃から 45 年 3 月頃まで

厚生年金保険記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。申立期間①はA所に、申立期間②はB所に臨時職員として勤務し、C業務をしていた。B所の勤務時には失業保険被保険者証も交付されている。両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険被保険者記録により、申立期間のうち昭和 42 年 3 月 13 日から同年 4 月 30 日までA所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が記憶している同僚は所在不明のため申立ての事実について確認することができない。

また、A所は、申立期間より後の昭和 47 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険適用事業所となっているものの、既に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録により、申立期間のうち昭和 43 年 12 月 21 日から 44 年 2 月 4 日までの期間及び 45 年 1 月 23 日から同年 3 月 31 日までの期間、B所に勤務していたことは認められ

る。

しかしながら、B所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において昭和44年11月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部については適用事業所ではないことが確認できる。

また、B所が厚生年金保険適用事業所となった際の当該事業所に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者記録が確認できる同僚7人に照会したところ、回答のあった3人は、申立人の記憶は無い旨の回答をしている上、そのうちの1人は、「自分は、臨時職員として勤務していたがしばらくしてから正職員となった。正職員となるまでの期間は覚えていない。社会保険料がいつから控除されたかははっきり覚えていないが、社会保険に加入する前から社会保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している。

さらに、B所に係る事業所別被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、B所は既に適用事業所でなくなっており、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

- 3 D所の人事関係事務を継承しているE基金は、「申立人に係る共済年金（F組合）への加入記録、人事記録等について確認することができないので、申立人は、共済組合へ加入することができない雇用形態等の臨時職員であったと考えられる。共済組合へ加入することができない臨時職員等は、国民年金又は厚生年金保険に加入することとなっていたが、当時、申立人が厚生年金保険被保険者としての適用要件に該当していたか否かについては、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6262 (事案 3416 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 8 月 6 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 48 年 8 月 6 日から同年 9 月 1 日まで
(A 株式会社)
③ 昭和 49 年 1 月 8 日から 49 年 7 月 1 日まで
(B 株式会社)
④ 昭和 49 年 10 月 21 日から 50 年 5 月 1 日まで
(B 株式会社)
⑤ 昭和 50 年 9 月 26 日から 51 年 5 月 31 日まで
(株式会社 C)
⑥ 昭和 53 年 6 月 29 日から 54 年 3 月 1 日まで
(D 株式会社)

上記申立期間において、それぞれの会社に E の F 担当として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。前回の申立てでは認められなかったが、当時の同僚の名前も記憶しており勤務していたことに間違いは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間②、④、⑤及び⑥については、i) 同僚から申立期間当時の勤務状況、厚生年金保険料控除についての具体的な供述を得ることができないこと、ii) A 株式会社における雇用保険の被保険者記録が確認できない上、B 株式会社、株式会社 C 及び D 株式会社における雇用保険被保険者記録の離職日と厚生年金保険被保険者資格喪失日は合致

していること、iii) A株式会社、B株式会社及びD株式会社は既に事業を廃止しており、事業主から申立期間当時の状況を確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 申立期間②について、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚8人（うち前回照会した者5人）に照会したところ、1人から申立人に記憶があるものの勤務していた期間は分からない旨の回答があった。

また、申立人がA株式会社での同僚と記憶している6人のうち1人は当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では記録が確認できず、ほかの1人については当該事業所における被保険者記録は申立人と同じであることが確認できる。

- 3 申立期間④について、新たにB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚6人に照会したところ、4人から申立人に記憶があるものの勤務していた期間は分からない旨の回答があった。

また、申立人がB株式会社での同僚と記憶している5人のうち、3人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、上記被保険者名簿により、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失時に健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納していることが確認できる。

- 4 申立期間⑤について、再度、株式会社Cの事業主に照会したところ、事業主は、「当時の事業主（父親）は、病気のため入院中であり会話ができない状態である。自分は、申立期間当時、17歳くらいであったが、申立人には記憶が無い。」と供述している。

また、事業主は、「古くから勤務している事務員なら何か分かるかもしれない。」とも供述していることから、当該事務員に照会したところ、当該事務員は、「申立人に記憶は無い。当社は、社会保険等の事務については、社会保険労務士に委託している。前回、照会された際にも社会保険労務士に確認を依頼したが、30年以上も前のことなので資料の保管が無く申立人についてのことは分からなかった。資格喪失については、退社の申出に当たり健康保険証の返納を受け、社会保険労務士に届出を依頼している。当社は大会社ではないが、そのようなことはきちんと行っている。」と供述している上、申立人は、当該事業所に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿により、被保険者資格喪失時に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していることが確認できる。

さらに、新たに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚二人に照会したところ、一人から申立人に記憶が無い旨の回答があった。

- 5 申立期間⑥について、前回回答の無かったD株式会社の元事業主に再度照会したところ、当時の管理責任者から「元事業主は、病気療養中のため自分が代理で回答する。当該事業所は既に適用事業所ではない上、当時の関係資料が保管されていないため、申立人の勤務実態等について確認することができない。」旨の回答があった。

また、D株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者記録が確認できる同僚二人（うち一人は前回照会した者）に照会したところ、一人から申立人に記憶があるものの勤務していた期間は分からない旨の回答があった。

さらに、申立人は、上記被保険者名簿により、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失時に健康保険被保険者証を社会保険事務所に返納していることが確認できる。

- 6 このほか、今回の申立てに際し、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情や、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間②、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間①について、申立人は、A株式会社が厚生年金保険の新規適用となった昭和47年10月1日から48年8月6日まで勤務していたと主張しているところ、当該期間についてはオンライン記録及びE株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の被保険者記録が確認できる。

また、E株式会社の事業主は、「当時の関係資料は保管されておらず申立人の勤務実態等については不明である。」と回答している。

- 8 申立期間③について、雇用保険被保険者記録により申立人がB株式会社に勤務していたことは認められるものの、申立期間は当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となる前の期間であるとともに、同僚4人は、「会社の新規適用前の期間については厚生年金保険料の控除はされていなかった。」と回答している。

また、申立人がB株式会社の同僚として名前を挙げた5人のうち、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる二人については、資格取得日が申立人と同じであることが確認できる。

さらに、当該事業所は既に解散しており、再度元事業主に照会したが申立ての事実について供述を得ることができない。

- 9 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 3 月 22 日から同年 8 月 15 日まで
② 昭和 31 年 4 月 16 日から 34 年 8 月 10 日まで

私は、A株式会社には継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており、B(後に、有限会社C及びDに社名変更)には、昭和31年4月に入社してから35年11月に退職するまでの間、継続して勤務していたので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の元同僚の供述により、期間の特定はできないが、申立人は、A株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人はA株式会社で昭和29年3月1日に資格を取得し、同年3月22日に資格を喪失した後、再度、同年8月15日に資格を取得し、31年2月10日に資格を喪失していることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも一致する。

また、上記被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、元事業主に照会したところ、「私は、平成13年5月から3代目の事業主になったが、申立人の名前は聞いたことがあるが、面識は無い。また、その当時の書類は残っていないので詳細は不明である。」と供述している。

加えて、当該事業所に勤務していて連絡先が判明した元同僚7人に照会し、回答のあった3人のうち2人は、「申立人に記憶は無い。」と供

述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の元同僚の供述により、期間の特定はできないもの、申立人がBに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、Bは、昭和35年11月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、法人登記簿謄本は、保存期間が経過しているため入手できず、事業主及び取締役から申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、Bに勤務していて連絡先が判明した元同僚5人に照会し、回答のあった4人は、「厚生年金保険料の控除については不明。」と供述している。

さらに、有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和34年8月10日となっていることが確認できる上、B及び有限会社Cの被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立人の申立期間に係る記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。